平成２９年（フ）第３６１号
川崎市川崎区元木２丁目４番15―111号　ＮＩＣハイム川崎八丁畷
債務者　小野　大作
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
長野市大字南長野諏訪町1646番地　コーポ寿Ｃ号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２００号
鹿児島県鹿児島市南林寺町16番15号　ブラウニーズ南林寺102号
債務者　水谷　優那
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２０７１号
札幌市北区拓北１条４丁目７番10―201号、申立時の住所札幌市東区北23条東８丁目２番24号　森田ハイツ103号
債務者　杉澤　　巧
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８０２号
北海道恵庭市島松寿町２丁目14番地６　（ロピア寿Ｈ号）
債務者　石塚　知美
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８０３号
北海道恵庭市島松寿町２丁目14番地６　（ロピア寿Ｈ号）
債務者　石塚　愛永
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２７号
札幌市西区発寒３条２丁目１番19号　メゾンドプチ　２階　Ｂ―２号
債務者　広井　弘代（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３８号
札幌市白石区平和通11丁目南３番16号　カーサ平和通103号
債務者　久保　和正
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４４号
札幌市中央区南16条西９丁目１番１号　リブレ山鼻402号
債務者　中村ヒロ子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５４号
札幌市西区二十四軒２条４丁目３番22―102号
債務者　上田　保典
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６１号
札幌市中央区南10条西13丁目２番６―202号
債務者　高山　輝雄
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８７４号
札幌市清田区清田４条２丁目10番３―308号
債務者　黒田　則子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１３号
札幌市北区北24条西２丁目１番３―208号
債務者　川村麻梨子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７０号
札幌市北区北32条西７丁目１番10―407号
債務者　佐藤　優樹
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７５号
札幌市厚別区厚別中央３条６丁目３番27号　スカイコート新札幌Ａ101
債務者　扇山麻紗実
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９号
釧路市南大通４丁目１番2024号　エステート南大通マンション
債務者　栗林　　実
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３５号
茨城県行方市玉造乙1145番地２（杉山ハイツ102号）
債務者　大和田隆男
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部